

第118表 泥酔者等の保護取扱状況(態様別)

(単位 人)

区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者
総 数	14,363	12,280	2,083	保 護 の 開 始 時 刻	14,363	12,280	2,083
男	11,806	10,020	1,786	0 ～ 4 時 の 間	5,315	4,598	717
女	2,557	2,260	297	4 ～ 12 "	2,894	2,430	464
				12 ～ 20 "	2,360	1,969	391
居 住 地 関 係	14,363	12,280	2,083	20 ～ 0 "	3,794	3,283	511
東 京 都 居 住 者	11,119	9,522	1,597	保 護 の 場 所	14,363	12,280	2,083
他 府 県 居 住 者	2,715	2,337	378	警 署	10,035	8,343	1,692
住 居 不 詳 者	529	421	108	保 護 室 以 外	917	771	146
				交 番 ・ 駐 在 所	427	380	47
発 見 の 端 緒	14,363	12,280	2,083	警 察 署 以 外	2,984	2,786	198
警 察 官 の 発 見	1,605	1,271	334	保 護 の 時 間	14,363	12,280	2,083
110 番 等 通 報	7,993	6,738	1,255	1 時 間 以 内	2,546	2,301	245
家 族 等 の 願 出	32	24	8	4 "	4,206	3,541	665
そ の 他	4,733	4,247	486	8 "	5,725	4,880	845
				12 "	1,523	1,261	262
発 見 の 場 所	14,363	12,280	2,083	16 "	294	239	55
屋 内	3,815	3,188	627	24 "	69	58	11
屋 外	9,814	8,430	1,384	24 時 間 超	-	-	-
交 通 機 関 内	734	662	72				

注1 泥酔者とは、警察官職務執行法第3条に基づき保護した人をいう（第119表も同じ。）。

2 めいてい者とは、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条に基づき保護した人をいう（第119表も同じ。）。

3 保護の開始時刻の表区分において、「0～4時」とは、午前0時台から午前3時台を表し、午前4時は含まない。以下同じ。

数値：地域指導課

保

護

118表